

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県教育委員会規則第九号

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報提供に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情
報の提供に関する規則（平成二十七年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第一条 この規則は、秋田県行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六 十八号。以下「条例」という。）の規定に基づき、行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の 利用及び同条第九項に規定する特定個人情報の提供に必要な 事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条 この規則は、秋田県行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六 十八号。以下「条例」という。）の規定に基づき、行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の 利用及び同条第八項に規定する特定個人情報の提供に必要な 事項を定めるものとする。

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。